

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成22年8月13日

**【四半期会計期間】** 第29期第1四半期(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

**【会社名】** 株式会社免疫生物研究所

**【英訳名】** Immuno-Biological Laboratories Co.,Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 清藤 勉

**【本店の所在の場所】** 群馬県藤岡市中字東田1091番地1

**【電話番号】** 0274-22-2889(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役財務経理部長 中川 正人

**【最寄りの連絡場所】** 群馬県藤岡市中字東田1091番地1

**【電話番号】** 0274-22-2889(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役財務経理部長 中川 正人

**【縦覧に供する場所】** 株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### 提出会社の経営指標等

回次		第28期 第1四半期 累計(会計)期間	第29期 第1四半期 累計(会計)期間	第28期
会計期間		自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
売上高	(千円)	215,309	242,046	1,059,411
経常損失( )	(千円)	112,194	76,288	189,857
四半期(当期)純損失( )	(千円)	111,104	73,826	230,133
持分法を適用した場合の 投資利益	(千円)	-	-	-
資本金	(千円)	1,571,810	1,571,810	1,571,810
発行済株式総数	(株)	616,400	616,400	616,400
純資産額	(千円)	2,269,679	2,083,879	2,154,750
総資産額	(千円)	2,485,370	2,275,387	2,376,726
1株当たり純資産額	(円)	3,682.18	3,380.80	3,495.73
1株当たり四半期(当期) 純損失金額( )	(円)	180.25	119.77	373.35
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	-	-	-
1株当たり配当額	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	91.3	91.6	90.7
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	28,207	26,588	173,795
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	9,488	38,687	16,940
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	5,278	5,290	21,114
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	252,354	144,541	83,417
従業員数	(名)	67	70	65

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、四半期連結会計期間等に係る連結経営指標等は記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資損益については、損益等からみて重要性が乏しいため記載していません。

4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、1株当たり四半期(当期)純損失金額であるため記載していません。

2 【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期会計期間における、関係会社の異動は以下のとおりであります。

合併

当社は非連結子会社である株式会社ネオシルクを平成22年5月31日に吸収合併いたしました。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(名)	70 [9]
---------	-----------

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数欄の[ ]外書きは、臨時従業員(準社員及びパートタイマー)の当第1四半期会計期間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第1四半期会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

区分	生産高(千円)
研究用関連事業	67,396
研究用試薬関連	52,700
抗体関連試薬販売	30,744
その他の試薬販売	5,639
試薬関連受託サービス	16,316
実験動物関連	14,696
疾患モデル動物販売	8,907
疾患モデル動物関連受託サービス	903
飼育・保管等サービス	4,884
医薬用関連事業	4,442
体外診断用医薬品販売	4,442
その他事業	652
合計	72,491

- (注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。  
 2. 金額は、製造原価によっております。  
 3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注実績

当社は、主として見込生産を行っているため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第1四半期会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

区分	販売高(千円)
研究用関連事業	203,590
研究用試薬関連	143,171
抗体関連試薬販売	87,074
その他の試薬販売	19,075
試薬関連受託サービス	37,021
実験動物関連	60,418
疾患モデル動物販売	51,915
疾患モデル動物関連受託サービス	1,258
飼育・保管等サービス	7,244
医薬用関連事業	37,919
体外診断用医薬品販売	37,919
その他事業	535
合計	242,046

- (注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
3. 主要な輸出先別の輸出高及び輸出割合は次のとおりであります。なお、( )内は総販売実績に対する輸出高の割合であります。

輸出先	前第1四半期会計期間		当第1四半期会計期間	
	輸出高(千円)	割合(%)	輸出高(千円)	割合(%)
米国	7,694	35.1	22,845	54.2
ドイツ	11,356	51.8	13,858	32.9
その他	2,876	13.1	5,416	12.9
合計	21,927 (10.2%)	100.0	42,120 (17.4%)	100.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

4. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第1四半期会計期間		当第1四半期会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
第一三共(株)	27,228	12.6	37,206	15.4
岩井化学薬品(株)	22,979	10.7	17,909	7.4

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

- ・提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況  
その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象

当社は、平成20年3月期、平成21年3月期及び平成22年3月期において継続して営業損失を計上しております。また、当事業年度の事業計画についても営業損失となっております。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約はありません。

### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

#### 1. 提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容

##### (1) 経営成績の分析

当第1四半期会計期間における我が国経済は、一部に景気の悪化に底打ちの兆しが見られるものの、欧州諸国の財政危機に端を発する経済の混乱が不安視されたことによって、円高や株安の傾向が強まりました。株安、円高は多くの国内企業の収益に影響を及ぼすことから、依然として厳しい経済状況が続いております。

一方、我々が業を営む業界については、製薬メーカー大手各社のグローバル製品の特許期間の満了に伴う収益の悪化、いわゆる2010年問題が現実視されるようになっております。さらに中堅製薬企業にとっても長く収益源となっていた長期収載品の薬価が大きく下げられるなど、新しい薬価制度の影響を受けております。今後も企業間の競争の激化が予想され、経営環境は厳しさを増しております。

このような環境下、セグメントの業績を示すと、以下のとおりとなりました。

##### ・ 研究用関連事業

従来の研究用試薬関連と実験動物関連を合わせた研究用関連事業において、研究用試薬関連については、差別化の出来る自社独自の抗体製品及び測定キット製品群の開発に務めてまいりました。さらに、細胞培養関連試薬や試薬関連受託サービスにおいても営業力を強化した結果、前年実績を大きく上回りました。一方、実験動物関連は、大型の研究テーマの移行時期にあり、米国Taconic Farms, Inc.の疾患モデル動物に対する需要の減少が見られております。その結果、研究用関連事業の売上高は203,590千円、営業損失は19,087千円となりました。

##### ・ 医薬用関連事業

医薬用関連事業については、体外診断用医薬品販売による売上高の37,919千円、営業損失は55,072千円となりました。医薬シーズライセンスに関しては、米国Intellect Neurosciences, Inc.に権利譲渡した抗ヒトアミロイド 抗体(82E1)のアルツハイマー型認知症の治療用医薬品の開発が継続中であり、

##### ・ その他事業

その他事業の水溶化クレアチン水の売上高は535千円、営業損失は1,194千円となりました。

このような厳しい状況が続く中、当社は継続して、自社独自の抗体製品及び測定キット製品群の販売促進、新規の大型となる研究用試薬、診断用医薬品及び医薬品シーズの開発、三笠研究所(北海道三笠市)からの新規疾患モデル動物の製品化継続、さらには、新設したネオシルク研究所でのトランスジェニックカイコのマコを用いた有用タンパク質生産技術の開発など、企業価値を高めるべく新規技術開発への積極的投資などを推進してまいります。

##### (2) 財政状態の分析

###### (資産)

当第1四半期会計期間末における資産の残高は、前事業年度末比4.3%減の2,275,387千円となりました。これは主に、投資信託の解約等による投資有価証券の減少が49,797千円あったこと、前事業年度末にかけて残高が増加した受取手形及び売掛金の回収が当期に進んだことによる受取手形及び売掛金の減少108,387千円によるものであります。

###### (負債)

当第1四半期会計期間末における負債の残高は、前事業年度末比13.7%減の191,508千円となりました。これは主に、前事業年度末に販売が好調だったことに伴い原料品等の仕入が増加、買掛債務の支払を行ったことにより買掛金が15,482千円減少したこと、及び借入金の返済により長期借入金が5,000千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産の残高は、前事業年度末比3.3%減の2,083,879千円となりました。これは主に第1四半期純損失の計上によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前事業年度末に比べ61,124千円増加し、144,541千円となりました。

当第1四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により増加した資金は26,588千円(前第1四半期会計期間は28,207千円の減少)となりました。前第1四半期会計期間と比較して54,795千円改善した主な要因は、仕入債務の支払が前第1四半期より10,200千円増加したものの、税引前四半期純損失が37,435千円改善したこと及び売掛金の回収が62,440千円増加したこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により増加した資金は38,687千円(前第1四半期会計期間は9,488千円の減少)となりました。前第1四半期会計期間と比較して48,175千円増加した主な要因は、投資有価証券の売却による収入が50,000千円あったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により減少した資金は5,290千円(前第1四半期会計期間は5,278千円の減少)となりました。当第1四半期会計期間は、前第1四半期会計期間同様、長期借入金の返済による支出が5,000千円ありました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期会計期間の研究開発費の総額は71,802千円であります。

2. 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

当社は、平成20年3月期、平成21年3月期及び平成22年3月期において継続して営業損失を計上しております。当該状況を解消し営業利益の黒字化を図るため、当社は平成21年10月26日公表の「中期経営計画」の施策を着実に実行しております。

当事業年度における進捗状況は、以下のとおりであります。

安定した収益源の確保

〔既存事業の建て直し〕

ア 研究用試薬関連事業

研究用試薬関連事業における自社開発の抗体及び測定キット製品群の売上高合計は78,614千円（前年同期比51.9%増）となり、自社独自の新製品の開発及び販売が順調に推移しております。また、試薬関連受託サービスにつきましても受注が増加しており、今後も増加を見込んでおります。

#### イ 実験動物関連事業

実験動物関連事業における売上高は60,418千円（同18.8%減）となり、現在、販売体制を強化し、今後の安定した収入源にして参ります。また、繁殖飼育などの疾患モデル動物受託を積極的に行うことにより、更なる収入増を見込んでおります。

#### ウ 医薬関連事業

医薬関連事業における(株)ニッピと共同で開発いたしました牛海綿状脳症（BSE）の動物用体外診断用医薬品につきましては、市場での評価は非常に高く、今期も継続して安定した収益源になると見込んでおります。

#### 〔新たな収益源パイプラインについて〕

##### ア CCL8について

北海道公立大学法人札幌医科大学との共同研究成果である、骨髄移植に伴うGVHD(Graft-Versus-Host-Disease)の発症の診断や本病態のモニタリングに有効なCCL8/MCP-2の測定キットは、現在、診断薬に向けたライセンス契約締結に向けて具体的な交渉を継続中であります。

##### イ 補助金について

当社は、公的補助金の公募に積極的に取り組み、種々の大学・公的研究機関との連携体制をもとに研究開発を順調に推進しております。

経営の効率化及びコスト削減

#### 〔高崎本社と藤岡研究所との統合〕

当社は、平成22年3月23日より高崎本社の財務管理部門以外を藤岡研究所に統合し、業務の合理化を図り、経営・販売・製造の一体化を推進し、製品品質の向上及び製品供給スピードの向上を目指しております。

#### 〔新システムの構築〕

当社は、平成22年4月1日よりシステム環境整備の目的で新システムを稼働いたしました。本稼働により、経営の合理化を推進し、信頼性の向上を目指しております。

#### 〔研究開発課題の選択と集中〕

当社は、平成22年4月1日の組織変更により、藤岡研究所と三笠研究所における研究課題を明確にし、開発の効率化を図っております。

医薬シーズパイプライン

#### 〔アルツハイマー病関連抗体〕

当社は、アルツハイマー型認知症との関連が示唆されているアミロイド タンパク質に対する各種抗体の研究開発を行っております。既に開発に成功した抗体のうち、コード名「82E1」について、平成18年12月に米国Intellect Neurosciences, Inc.とアルツハイマー型認知症治療薬としての独占的開発、製造及び販売権を譲渡する契約を締結しております。今後当社は、開発の進捗に応じてマイルストーン契約金、そして製品発売後には売上に対する一定率のロイヤリティーを受領する予定であります。

また、アミロイド タンパク質に対する新しい中和機能を有する抗体の開発を、共同研究先である大学及び専門研究機関と共に継続して進めております。

#### 〔抗FGFR1（線維芽細胞増殖因子受容体）抗体〕

札幌医科大学第一内科と共同で、当抗体の肝がん治療薬としての開発を継続して進めております。治療効果のある抗体と生理活性タンパク質とを組み合わせた新規治療薬として、既に動物実験での効果を確認しております。

#### 〔その他がん関連抗体〕

がんのシグナル伝達に関わる受容体ターゲットを中心に、上皮がん、中皮腫などの疾患に対する



治療薬抗体の開発を継続して進めております。

### 第3 【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、株式会社ネオシルクを吸収合併したため、株式会社ネオシルクで保有していた設備が新たに当社の設備となりました。当該設備の状況は、以下のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	工具器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース 資産		合計
ネオシルク研究所 (広島県東広島市)	研究用関連 事業	研究開発設備	-	10,846	4,593	- (-)	-	15,439	6 [2]

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数欄の[ ]外書きは、臨時従業員（準社員及びパートタイマー）の年間平均雇用人員（1日8時間換算）であります。

3. 現在休止中の主要な設備はありません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前事業年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。また、当第1四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,000,000
計	2,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	616,400	616,400	大阪証券取引所 (ヘラクレス)	単元株式数10株 完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式
計	616,400	616,400		

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

新株予約権

株主総会の特別決議日(平成15年6月20日)	
区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	174(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数10株
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)3	17,400(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	1個につき330,000
新株予約権の行使期間	平成17年11月6日から平成22年11月5日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,300 資本組入額 1,650
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は300個であり、平成16年4月2日開催の取締役会決議において全300個を付与しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併する場合等、必要かつ合理的と認められる場合にも、当社は新株予約権の目的となる株式の数を調整することができるものとする。

4. 新株予約権発行後、以下の事由が生じた場合には、行使時に1株につき払込みをすべき金額(以下、「行使価格」という。)をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が調整前行使価格を下回る価格により新株を発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価格}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から自己株式数を控除した数とする。また、自己株式の処分の場合には、上記算式における「新規発行株式数」を「処分自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に各々読み替えるものとする。

なお、当社が他社と合併する場合等、必要かつ合理的と認められる場合にも、当社は行使価格を調整することができるものとする。

5. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

その他の新株予約権の行使条件は、当社と新株予約権割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

6. 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

## 新株予約権

株主総会の特別決議日(平成16年11月26日)	
区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	20(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数10株
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)3	2,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	1個につき1,000,000
新株予約権の行使期間	平成18年12月21日から平成22年12月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000 資本組入額 5,000
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は70個であり、平成16年11月26日開催の取締役会決議において20個を付与しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併する場合等、必要かつ合理的と認められる場合にも、当社は新株予約権の目的となる株式の数を調整することができるものとする。

4. 新株予約権発行後、以下の事由が生じた場合には、行使時に1株につき払込みをすべき金額(以下、「行使価格」という。)をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が調整前行使価格を下回る価格により新株を発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価格}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から自己株式数を控除した数とする。また、自己株式の処分の場合には、上記算式における「新規発行株式数」を「処分自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に各々読み替えるものとする。

なお、当社が他社と合併する場合等、必要かつ合理的と認められる場合にも、当社は行使価格を調整することができるものとする。

5. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

対象者は、権利行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。なお、当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合あるいは従業員が定年若しくは会社都合で退職した場合はこの限りではない。また、対象者が死亡した場合には、対象者の相続人がこれを相続するものとする。

その他の新株予約権の行使条件は、当社と新株予約権割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

6. 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

新株予約権

株主総会の特別決議日(平成16年11月26日)	
区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	20(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数10株
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)3	2,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	1個につき1,000,000
新株予約権の行使期間	平成19年3月1日から平成22年12月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000 資本組入額 5,000
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は70個であり、平成17年2月15日開催の取締役会決議において30個を付与しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併する場合等、必要かつ合理的と認められる場合にも、当社は新株予約権の目的となる株式の数を調整することができるものとする。

4. 新株予約権発行後、以下の事由が生じた場合には、行使時に1株につき払込みをすべき金額(以下、「行使価格」という。)をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が調整前行使価格を下回る価格により新株を発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価格}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から自己株式数を控除した数とする。また、自己株式の処分の場合には、上記算式における「新規発行株式数」を「処分自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に各々読み替えるものとする。

なお、当社が他社と合併する場合等、必要かつ合理的と認められる場合にも、当社は行使価格を調整することができるものとする。

5. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

対象者は、権利行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。なお、当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合あるいは従業員が定年若しくは会社都合で退職した場合はこの限りではない。また、対象者が死亡した場合には、対象者の相続人がこれを相続するものとする。

その他の新株予約権の行使条件は、当社と新株予約権割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

6. 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

新株予約権

株主総会の特別決議日(平成16年11月26日)	
区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	5(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数10株
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)3	500(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	1個につき1,000,000
新株予約権の行使期間	平成19年4月5日から平成22年12月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000 資本組入額 5,000
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は70個であり、平成17年3月15日開催の取締役会決議において5個を付与しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併する場合等、必要かつ合理的と認められる場合にも、当社は新株予約権の目的となる株式の数を調整することができるものとする。

4. 新株予約権発行後、以下の事由が生じた場合には、行使時に1株につき払込みをすべき金額(以下、「行使価格」という。)をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が調整前行使価格を下回る価格により新株を発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価格}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から自己株式数を控除した数とする。また、自己株式の処分の場合には、上記算式における「新規発行株式数」を「処分自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に各々読み替えるものとする。

なお、当社が他社と合併する場合等、必要かつ合理的と認められる場合にも、当社は行使価格を調整することができるものとする。

5. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

対象者は、権利行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。なお、当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合あるいは従業員が定年若しくは会社都合で退職した場合はこの限りではない。また、対象者が死亡した場合には、対象者の相続人がこれを相続するものとする。

その他の新株予約権の行使条件は、当社と新株予約権割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

6. 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日	-	616,400	-	1,571,810	-	1,416,578

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成22年3月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 616,310	61,631	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 90	-	-
発行済株式総数	616,400	-	-
総株主の議決権	-	61,631	-

(注) 「単元未満株式」には自己株式が5株含まれております。

【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-



## 2 【株価の推移】

### 【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月
最高(円)	1,570	1,459	1,240
最低(円)	1,185	980	1,030

(注) 株価は、大阪証券取引所（ヘラクレス）におけるものであります。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第1四半期会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期財務諸表並びに当第1四半期会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

### 3 四半期連結財務諸表について

当社には子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】  
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成22年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	154,635	95,511
受取手形及び売掛金	262,345	370,732
商品及び製品	53,508	49,376
仕掛品	109,131	110,787
原材料及び貯蔵品	64,518	59,367
未収還付法人税等	1,424	1,424
その他	22,690	19,593
貸倒引当金	30	80
流動資産合計	668,223	706,712
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	694,479	706,584
土地	403,788	403,788
その他(純額)	106,519	93,986
有形固定資産合計	1,204,788	1,204,359
無形固定資産	119,401	134,079
投資その他の資産		
投資有価証券	216,114	265,911
その他	67,416	71,308
貸倒引当金	556	5,645
投資その他の資産合計	282,974	331,575
固定資産合計	1,607,164	1,670,013
資産合計	2,275,387	2,376,726
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	31,567	47,050
1年内返済予定の長期借入金	20,000	20,000
未払法人税等	2,233	7,163
賞与引当金	1,267	4,912
その他	92,967	94,098
流動負債合計	148,035	173,224
固定負債		
長期借入金	40,000	45,000
退職給付引当金	247	246
その他	3,225	3,504
固定負債合計	43,473	48,750
負債合計	191,508	221,975

	当第1四半期会計期間末 (平成22年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,571,810	1,571,810
資本剰余金	1,416,578	1,416,578
利益剰余金	895,131	821,305
自己株式	16	4
株主資本合計	2,093,240	2,167,078
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	9,361	12,327
評価・換算差額等合計	9,361	12,327
純資産合計	2,083,879	2,154,750
負債純資産合計	2,275,387	2,376,726

(2)【四半期損益計算書】  
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	215,309	242,046
売上原価	126,870	125,215
売上総利益	88,439	116,830
販売費及び一般管理費	202,019	192,184
営業損失( )	113,580	75,354
営業外収益		
受取利息	141	117
受取配当金	24	-
保険解約返戻金	840	311
為替差益	124	-
その他	623	92
営業外収益合計	1,753	522
営業外費用		
支払利息	368	279
為替差損	-	1,177
営業外費用合計	368	1,456
経常損失( )	112,194	76,288
特別利益		
貸倒引当金戻入額	1,846	-
抱合せ株式消滅差益	-	5,198
その他	-	826
特別利益合計	1,846	6,025
特別損失		
固定資産除却損	114	-
投資有価証券売却損	-	2,764
特別損失合計	114	2,764
税引前四半期純損失( )	110,462	73,026
法人税、住民税及び事業税	642	799
法人税等合計	642	799
四半期純損失( )	111,104	73,826

## (3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前四半期純損失( )	110,462	73,026
減価償却費	27,103	28,185
貸倒引当金の増減額( は減少)	1,846	138
賞与引当金の増減額( は減少)	11,492	3,645
退職給付引当金の増減額( は減少)	337	1
受取利息及び受取配当金	165	117
支払利息	368	279
為替差損益( は益)	220	65
抱合せ株式消滅差損益( は益)	-	5,198
売上債権の増減額( は増加)	46,262	108,702
たな卸資産の増減額( は増加)	3,135	7,626
仕入債務の増減額( は減少)	5,282	15,482
破産更生債権等の増減額( は増加)	1,846	88
その他	31,938	3,406
小計	25,422	28,679
利息及び配当金の受取額	129	45
利息の支払額	358	269
補助金の受取額	163	688
法人税等の支払額	2,719	2,556
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>28,207</b>	<b>26,588</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金等の預入による支出	1,500	1,500
有形固定資産の取得による支出	2,108	2,298
無形固定資産の取得による支出	5,880	480
投資有価証券の売却による収入	-	50,000
関係会社貸付けによる支出	-	7,000
貸付金の回収による収入	-	999
その他	-	1,032
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>9,488</b>	<b>38,687</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入金の返済による支出	5,000	5,000
その他	278	290
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>5,278</b>	<b>5,290</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	220	65
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	42,754	59,919
現金及び現金同等物の期首残高	295,108	83,417
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	1,204
<b>現金及び現金同等物の四半期末残高</b>	<b>252,354</b>	<b>144,541</b>

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
会計処理基準に関する事項の変更	<p>(「資産除去債務に関する会計基準」等の適用) 当第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これによる営業損失、経常損失及び税引前四半期純損失に与える影響はありません。</p> <p>(たな卸資産の評価方法の変更) たな卸資産の評価方法の変更について、従来、商品及び原材料については先入先出法による原価法を採用し、貯蔵品については最終仕入原価法を採用していましたが、当事業年度より、商品・原材料及び貯蔵品とも総平均法による原価法を採用しております。この変更は、事務処理の迅速化・効率化の一環として、新会計システムの導入を行ったことを機に、より期間損益計算の適正化を図ることを目的として行ったものであります。 なお、この変更による影響は軽微であります。</p>

【表示方法の変更】

当第1四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
(四半期損益計算書関係)	<p>前第1四半期累計期間において、区分掲記していた特別利益の「貸倒引当金戻入額」は、特別利益の100分の20以下となったため、特別利益の「その他」に含めて表示することにいたしました。 なお、当第1四半期累計期間における「貸倒引当金戻入額」の金額は138千円であります。</p>

【簡便な会計処理】

当第1四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
(たな卸資産の評価方法)	<p>当第1四半期会計期間末のたな卸高の算出に関しては、一部実地たな卸を省略し、前事業年度末の実地たな卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。 また、たな卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。</p>
(固定資産の減価償却費の算定方法)	<p>定率法を採用している資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。</p>

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成22年6月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額 1,060,595千円	有形固定資産の減価償却累計額 1,011,866千円

(四半期損益計算書関係)

第1四半期累計期間

前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日至平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年6月30日)
販売費及び一般管理費の主なもの 賞与引当金繰入額 研究開発費	販売費及び一般管理費の主なもの 賞与引当金繰入額 研究開発費
1,580千円 76,673千円	521千円 71,802千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日至平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年6月30日)
現金及び現金同等物の当第1四半期累計期間末残高と当第1四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成21年6月30日現在)	現金及び現金同等物の当第1四半期累計期間末残高と当第1四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成22年6月30日現在)
現金及び預金勘定 有価証券勘定 計 預入期間が3か月を超える定期預金 現金及び現金同等物	現金及び預金勘定 預入期間が3か月を超える定期預金 現金及び現金同等物
196,025千円 75,903千円 271,928千円 19,573千円 252,354千円	154,635千円 10,094千円 144,541千円

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式(株)	616,400

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式(株)	14

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

現金及び預金が、当社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

(単位：千円)

科目	四半期貸借対照表 計上額	時価	差額	時価の算定方法
現金及び預金	154,635	154,635	-	(注)

(注) 現金及び預金の時価の算定方法

現金及び預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。



(有価証券関係)

当社の所有する有価証券は、会社の事業の運営において重要なものではないため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

関連会社に関する事項

前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
関連会社はありますが、損益等からみて重要性の乏しい関連会社であるため記載を省略しております。	同左

開示対象特別目的会社に関する事項

当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
当社は、開示対象特別目的会社を有しておりません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第1四半期会計期間(自平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

共通支配下の取引等

(1) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取引の目的

結合当事企業の名称及び当該事業の内容

結合当事企業の名称：株式会社ネオシルク

事業の内容：タンパク質受託生産事業、タンパク質試薬及びタンパク質医薬品開発事業

企業結合日

平成22年5月31日

企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社ネオシルクを消滅会社とする吸収合併方式

結合後企業の名称

株式会社免疫生物研究所

その他取引の概要に関する事項

抗体をはじめとする多くのタンパク質を、研究用試薬、体外診断用医薬品の原料等として供給している当社にとって、タンパク質を容易に精製できる効率の良い製造技術法を開発している株式会社ネオシルクを傘下に収め、将来に向けた新たな効率の良いタンパク質生産事業を展開するため平成22年5月31日をもって吸収合併いたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)

に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

(追加情報)

当第1四半期会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

## 1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検証を行う対象となっているものであります。

当社は、事業別に区分された事業ごとに国内及び海外の包括的な事業戦略を立案し、事業活動を展開しております。したがって当社は、事業内容を基礎とした「研究用関連事業」及び「医薬用関連事業」の2つを報告セグメントとしております。

「研究用関連事業」は、研究用試薬関連及び動物関連の製造・仕入及び販売を行っており、「医薬用関連事業」は、医薬品の研究開発及び体外診断用医薬品の製造・仕入及び販売を行っております。

## 2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	研究用関連	医薬用関連	計		
売上高					
外部顧客への売上高	203,590	37,919	241,510	535	242,046
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	203,590	37,919	241,510	535	242,046
セグメント損失( )	19,087	55,072	74,159	1,194	75,354

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、健康食品販売を含んでおります。

3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	74,159
「その他」の区分の利益	1,194
四半期損益計算書の営業損失( )	75,354

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成22年6月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
3,380.80円	3,495.73円

2. 1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

第1四半期累計期間

前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日至平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額 180.25円	1株当たり四半期純損失金額 119.77円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 -	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 -

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、1株当たり四半期純損失金額であるため記載していません。

2. 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日至平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額		
四半期損益計算書上の四半期純損失( )(千円)	111,104	73,826
普通株式に係る四半期純損失( )(千円)	111,104	73,826
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(株)	616,395	616,387

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月12日

株式会社 免疫生物研究所  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中 島 茂 喜  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 桂 川 修 一  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社免疫生物研究所の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第28期事業年度の第1四半期会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社免疫生物研究所の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月12日

株式会社 免疫生物研究所  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中 島 茂 喜  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 桂 川 修 一  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社免疫生物研究所の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第29期事業年度の第1四半期会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社免疫生物研究所の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。